

議案第 47 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等
の一部改正について

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等
の一部を改正する条例

(市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「通所介護、介護予防通所介護等の事業」を「通所介護等の事業及び第 1 号通所事業」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(利用対象者)

第 4 条 センターを利用することができる者は、本市に住所を有する居宅要介護被保険者等（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この条及び第 6 条第 1 項において同じ。）及びその家族並びに市長が特に必要と認めた居宅要介護被保険者等及びその家族とする。

第 1 1 条第 2 項中「及び第 5 3 条第 1 項本文」を「の規定による指定を受け、及び千葉県内の市町村長から法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項」に改める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「、介護予防通所介護事業」を削り、「及び介護予防認知症対応型通所介護事業」を「、介護予防認知症対応型通所介護事業及び第 1 号通所事業」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「居宅要介護被保険者及び」を「居宅要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）及び居宅要支援被保険者（」に改め、同項第 3 号中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者」に改め、同条第 2 項中「及び居宅要介護被保険者等」を「並びに居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者」に改め、同条第 3 項中「有する居宅要介護被保険者等」の次に「(居宅要介護被保険者及び介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この項及び第 1 7 条第 1 項において同じ。)」を加える。

第 2 2 条第 2 項中「及び第 5 3 条第 1 項本文」を削り、「及び第 5 4 条の 2 第 1 項本文」を「、第 5 4 条の 2 第 1 項本文及び第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項」に改める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の改正規定中「第 5 3 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者」を「第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等」に改める。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改

正)

第4条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通所介護、介護予防通所介護等」を「通所介護等」に改める。

第3条第6号中「、介護予防通所介護事業」を削り、「及び介護予防認知症対応型通所介護事業」を「、介護予防認知症対応型通所介護事業及び第1号通所事業」に改める。

第4条の表市川市休日急病等歯科診療所の項2中「居宅要介護被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）」を「居宅要介護被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下この表において同じ。）及び居宅要支援被保険者（同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）」に改め、同表市川市大洲デイサービスセンターの項2中「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同項3中「居宅要介護被保険者等」の次に「（居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等をいう。第29条及び第31条第1項において同じ。）」を加える。

第35条第2項中「及び第53条第1項本文」を削り、「及び第54条の2第1項本文」を「、第54条の2第1項本文及び第115条の45の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年2月29日において介護保険法（平成9年法律第123号）第

19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者については、当該要支援認定の有効期間（同法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、第1条の規定による改正後の市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第1条、第2条の規定による改正後の市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条第3号並びに第4条の規定による改正後の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第1条及び第3条第6号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第1条、第2条の規定による改正前の市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条第3号並びに第4条の規定による改正前の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第1条及び第3条第6号の規定は、なおその効力を有する。

理 由

介護保険法の改正により介護予防サービスのうち介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされたことに伴い老人デイサービスセンターにおいて第1号通所事業を行うことを定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。